

随意契約理由書

工事名　：　寝屋川北部地下河川 古川調節池映像監視設備補修工事

本工事は、古川調節池電気設備のうち、映像監視に係る設備の補修を行うものである。

古川調節池は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。今回補修する電気設備は、調節池の根幹的な設備であり、常にその状態を良好に維持することが必要である。

本工事は北部地下河川における映像監視設備の故障が頻発しており、映像監視機能の復旧のために必要な装置の交換を行うと共に、出力映像について府民向けにインターネットライブ配信機能を追加するために必要な既設機器の機能増設を行い、試験調整並びに試運転の一切を行う電気設備の補修工事である。

本設備は、製作者固有のまたは独自に開発された技術により設計・製作されており、補修工事を実施する際には、設計・製作したシステム全体の機能や構造に精通し、詳細な設計資料及び専門知識が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った三菱電機株式会社より補修業務を移管されている西菱電機株式会社以外には不可能であることから、同社大阪支社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結したい。